

— 役員選任規則 —

(目的)

第1条 この規則は、定款第30条の規定に基づき、一般社団法人明星会明星大学同窓会(以下「本会」という。)の役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選任の仕方)

第2条 本会は、別に定める役員候補者管理委員会で作成した役員候補者名簿に基づき、総会の決議によって役員を選任する。

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人明星会明星大学同窓会の設立の登記の日から施行する。